

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例に係る行政処分の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「条例」という。）に基づく行政処分の公表するに当たっての必要な事項を定め、もって、事業者及び指定処理施設等設置者等の意識の啓発を図り、不適正処理の発生防止に資することを目的とする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 次の各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表するものとする。

- (1) 条例第18条の規定に基づく指定処理施設等の設置許可の取消し
- (2) 条例第17条の規定に基づく指定処理施設等の改善命令又は指定処理施設等の使用の停止命令

2 条例第9条の規定に基づく改善命令を行った場合は、当該行政処分について公表することができる。

(公表の方法)

第3条 前条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) 茨城県ホームページ（廃棄物対策課ホームページ）への掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は掲載日より5年以内とする。

(公表の時期)

第4条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、第2条第2項に規定する行政処分の公表であって、当該行政処分の名あて人が当該行政処分を履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次の各号のいずれかによる。ただし、ホームページに掲載する場合にあつては、内容を適宜、簡略化することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する行政処分を行った場合
事業者名（代表者名を含む。）、住所、施設の種類及び設置場所、処分年月日、行政処分内容及び行政処分を行った理由
- (2) 第2条第2項に規定する行政処分を行った場合
事業者名（代表者名を含む。）、住所、処分年月日、行政処分の内容、行政処分を

行った理由及び命令を履行した場合はその旨

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は平成26年9月1日から施行する。